様式 (家畜伝染病予防法施行規則第21条の6関係)

定期報告書

令和	年	月	日

都道府県知事 殿

住 所 農場名 (法人の場合には、その名称) 電話番号 – –

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号 一
家畜の所有者の連絡先	電話番号 :ファクシミリ番号 :電子メールアドレス :
飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 一
飼養衛生管理者の連絡先	電話番号 :ファクシミリ番号 :電子メールアドレス :
	郵便番号 一

		成牛	育成牛	子牛		
	乳用雌牛	頭	頭	頭		
	肥育牛(乳用種の雄牛	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
	及び交雑種の牛 を除く。)	頭	頭	頭	頭	
	肥育牛(乳用種の雄牛	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
	及び交雑種の牛 に限る。)	頭	頭	頭	頭	
		成牛(雄)	成牛(雌)	育成牛	子牛	
家畜の種類 及び頭羽数	肉用繁殖牛	頭	頭	頭	頭	
		肥育豚		繁殖豚		子豚
	豚	肥育豚 (子豚を除く。)	雄豚	繁殖豚 母豚	育成豚	子豚
	豚		雄豚頭		育成豚頭	
	豚	(子豚を除く。)	頭	母豚頭		
	豚	(子豚を除く。) 頭	頭	母豚		
		(子豚を除く。) 頭 採卵	頭	母豚頭		
	鶏	(子豚を除く。) 頭 採卵 成鶏	項 P鶏 育成鶏	母豚 頭 肉用鶏		
		(子豚を除く。) 頭 斑 成鶏 羽	頭 P鶏 育成鶏 羽	母豚 頭 肉用鶏 羽 その他	頭 その他	頭 その他

- 注意 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者(当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。)が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外に家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者がある場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。
 - 2 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄及び「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
 - 3 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡 先」欄及び「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
 - 4 報告の期日等について
 - (1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとすること。
 - (2) 報告書の提出期限は、

イ牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合は、毎年4月15日 ロ鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日

5 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。

- 6 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1)「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上 満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
- (2) 「肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)」において、「成牛(肥育後期の牛)」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (3) 「肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)」において、「成牛(肥育後期の牛)」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満3月未満のものをいう。
- (6)「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
- (7)「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他 ()」の欄には、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数(羽数)を記入すること。
- 8 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式(1)から(4)までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者(※)は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 9 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。 また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- ※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6 頭未満
- (3)鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

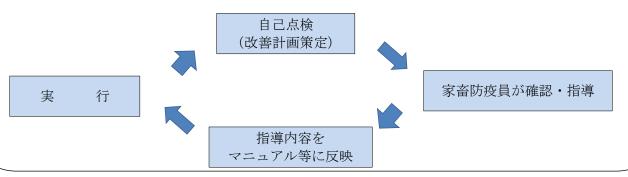
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況 (1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1から38までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸を付けること。
- 「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項に丸を付けること。
- 「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

【 提出後の流れ ~改善に向けて~ 】

- ①家畜防疫員は、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家畜防疫員チェックボックスに「〇」、「×」又は「一」(非該当)を記入する。
- ②改善が必要な項目については、家畜防疫員記入欄に改善指導の内容を記入し、家畜の所有者に提供する。
- ③改善指導があった場合、家畜の所有者は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。



●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全38項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下の I ~IVに体系化しながら、 分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1~12】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目13~22】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目23~32】
- IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目33~38】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源(一覧表)

	感染源		対策の実施場所 (衛生管理区域内)					
八拓 (孫拓(仏書房)	境界		파스 시시	即本长和	畜舎			
刀規	分類 種類(代表例)	入域時	出域時	敷地	関連施設	田古		
人	従業者、外部者	13 14 15 16	33			23 24		
	車両、重機	17	34			26		
物品	器具、機材	18 19	35 37	30	25	25 26		
	飼料、敷料	20 21				20		
	ねずみ、たぬき			30	27 28 29	27 28 29		
野生動物	野鳥				27 28	27 28		
	はえ、ダニ				27 29	27 29		
飼養環境	土壌、粉塵			30	31	31		
学长	死体、排せつ物		36 37		27	27		
家畜	牛、水牛、鹿、 めん羊、山羊	22	36 37 38			32 37 38		

I 家畜防疫に関する基本事項			家畜防疫員 チェック ボックス	
1 家畜の所有者の責務				
●関係法令を遵守している。	はい	いいえ		
記入欄 内容を理解している関係法令: ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師治・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚染・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・牛海綿状脳症対策特別措置法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化製場等に	蜀防止法			
●農場の所在地で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。	はい	いいえ		
記入欄(はいの場合) 協力者:地域の他の家畜の所有者(飼養衛生管理者) 市町村 地域自衛防疫団体 その他(本)		
● (所有者以外に飼養衛生管理者がある場合) 飼養衛生管理者と常時連絡可能 な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施 はいさせている。	いいえ	該当しない		
記入欄(はいの場合) 連絡体制:携帯電話 事務所電話 メール FAX その他(記入欄(今後の改善方針))		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)				
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
●家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。	はい	いいえ		
記入欄(はいの場合) 情報の把握方法:メール 広報誌 FAX ウェブサイト その他(·)		
●家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	はい	いいえ		
記入欄(はいの場合) 情報の把握方法: 講習会() ウェブサイト その他(T)		
●家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	はい	いいえ		
記入欄(はいの場合) 点検の頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他(●農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策	T)		
受展物の最初の的技体的を確認できるよう、衛生管理区域及の指揮設備等の衛生対象 設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 (要 資料添付)	はい	いいえ		
●家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	はい	いいえ		
記入欄(今後の改善方針)		··-·	ш	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)				

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底(令和4年2月旅	运行)		
●必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映て、作成している。	やさせ	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) マニュアルの作成に当たり意見を求めた者:家畜防疫員 担当の獣医師 その他()
●従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニニを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	ェアル	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 周知方法:冊子の配布 看板の設置 その他()		
●家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及びタ 業者に周知徹底している。	卜部事	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 周知方法:飼養衛生管理マニュアル メール 電話 印刷物 口頭周知 その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
4 記録の作成及び保管			
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。			
●衛生管理区域に立ち入った者(※1)の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域立入りの年月日、その目的(※2)及び消毒の実施の有無(車両を入れる者にあ は、当該車両の消毒の有無を含む。)		はい	いいえ
不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口に 等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであ 録は不要である。※1当該農場の従事者を除く。 ※2所属等からその目的が明らかな場合を除く。	おける手 ることを	指及び靴の 確認したり	の消毒 場合は記
●消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確身 録させている。	まに記	はい	いいえ
●(衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国 した場合)過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は 地域における畜産関係施設等への立入りの有無	はい	いいえ	該当しない
● (従事者が海外に渡航した場合) 滞在期間及び国又は地域の名称	はい	いいえ	該当しない
●導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年 月日	はい	いいえ	該当しない
●出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	はい	いいえ	該当しない
●飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症 びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	E 状並	はい	いいえ
●家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

5 通報ルールの作成等(大規模所有者のみ)			
飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。(要 資料添付)	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 周知方法: 飼養衛生管理マニュアル 貼紙 その他(記入欄(今後の改善方針))	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
6 獣医師等の健康管理指導			
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称: 指導(立入)頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他(記入欄(今後の改善方針))	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備			
●野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域において追加措置を講ずることとなる以下の取組について、その内容を習熟している。	はい	いいえ	
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 21 安全な資材の利用			
記入欄(はいの場合) 習熟・周知方法:手引き その他(記入欄(今後の改善方針))	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
8 衛生管理区域の設定			
●農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 衛生管理区域境界の明確化方法: 消石灰帯(幅 m) 柵 ロープ 三角コーン 垣根(プランター) その他()	
●衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。	はい	いいえ	
※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てること。	を衛生管理	!区域とす	
●出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

П

9 放牧制限の準備(令和3年10月施行)			
●放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄(はいの場合) 避難用設備の確保の準備(具体的な内容: 出荷(事前協議: 済 ・ 調整中 ・ 未) 他地域への移動(事前協議: 済 ・ 調整中 ・ 未 、移動場所: 記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
10 埋却等の準備			
●死体の処理に必要な埋却地の確保をしている、又は焼却若しくは化製のための措置を講じている。(要 資料添付)	準備	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
11 愛玩動物の飼育禁止			
衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。 記入欄(今後の改善方針)	·飼育	はい	いいえ
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
12 密飼いの防止			
●家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。 (要 資料添付)		はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)			±
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
I 衛生管理区域への病原体の侵入防止			
13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限	hoho will		
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう必要な措講じている。	情置を	はい	いいえ
※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであこの限りではない。 記入欄(はいの場合)	における ることを	手指及び 権認した場	靴の消毒 場合は、
記入欄(はいの場合) 措置の内容:門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
●当日に他の畜産関係施設等及び大臣指定地域に立ち入った者(※)並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	はい	いいえ
※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者及び集乳業者等は除く 記入欄(今後の改善方針)	. 0	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	_	
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を 利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 消毒設備:設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他 (記入欄 (今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用		
●衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 従業員用:専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他(来場者用:専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他()
●更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が変差しないよう。 おいて、アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 保管方法:屋内 屋外(専用保管箱) 屋外(ブルーシート等で被覆) その他(更衣による交差汚染を防止する措置の内容:)
●衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		·
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日) 17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。	はい	いいえ
※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。 記入欄(はい場合) 消毒設備:ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧 消石灰帯(幅 m) その他(式噴霧器	}
●衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 措置の内容:農場専用のフロアマットの設置 降車時にブーツカバーを使用 その他()
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置			
●他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 記入欄(はいの場合)		いいえ	該当しない
飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無:あり なし 、持ち込みした回数 記入欄(今後の改善方針)	:	口	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置			
●過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 記入欄(はいの場合)		いいえ	該当しない
飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無:あり なし 、持ち込みした回数 記入欄(今後の改善方針)	:	口	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
20 飲用水の給与			
飼養する家畜には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。	はい	いいえ	該当しない
記入欄 使用している飲用水:水道水 井戸水(異物混入:なし あり) 湧水(異物混入:なし あり) その他(水質検査:実施していない 実施している(年 回) 飲水消毒:実施していない 実施している)
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
21 安全な資材の利用	1	T	
大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従っている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄(はいの場合) 対象となる飼料、敷料等: 家畜防疫員の指導内容:加熱 消毒 一定期間の保管 その他 記入欄(今後の改善方針)	()
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
22 家畜を導入する際の健康観察等			
●他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入している。	はい	いいえ	該当しない
●導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄(はいの場合) 隔離方法:隔離畜舎 隔離畜房 その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止			
23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等			
●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に手 指の洗浄及び消毒をさせている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 消毒設備:設置されたスプレー 畜舎専用の手袋の着用 その他(記入欄(今後の改善方針))		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒			
●畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着実に着用させている 又は靴の消毒をさせている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 従業員用:専用靴 ブーツカバー 踏込消毒槽 その他(来場者用:専用靴 ブーツカバー 踏込消毒槽 その他()	
●靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
25 器具の定期的な清掃又は消毒等			
●飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	はい	いいえ	
19 る除は、一頭ことに父換又は用毒をしている。	いいえ	該当しない	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
26 畜舎外での病原体による汚染防止			
●家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込んでいない。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)		.4	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管
●家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止す はい いいえ ば当しないるための措置を講じている。
 ■死体の保管場所の対策 ●死体の処理:化製処理 その他() ●死体の保管 なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策:) コンテナ 蓋付容器 ネット(網目: cm、破損なし あり(対策:) ブルーシート その他()
記入欄(今後の改善方針)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
●畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の 排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。 はい いいえ
記入欄(今後の改善方針)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
29 ねずみ及び害虫の駆除
●ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シート の設置その他の必要な措置を講じている。
記入欄(はいの場合) ねずみの駆除対策:殺鼠剤 粘着シート その他() 害虫の駆除対策:殺虫剤 粘着シート アブトラップ その他() 記入欄(今後の改善方針)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
●衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。 はい いいえ
●病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材はいいえいいえいいる。
記入欄 雑草等の除草の頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他() 整理整頓されていない資材等の有無:あり なし 記入欄(今後の改善方針)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)

31 畜舎等施設の清掃及び消毒		
●畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)	.L	I
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
32 毎日の健康観察		
●毎日、飼養する家畜の健康観察(出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。)を行っている。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
7 衛生管理区域外への病原体の拡散防止		
33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合)※項目15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、 消毒設備:設置されたスプレー その他(記入欄(今後の改善方針)	記載不	·要)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
34 衛生管理区域から退出する車両の消毒		
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。	はい	いいえ
※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。記入欄(はいの場合)※項目17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、記置状況:ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式 消石灰帯(幅 m) その他(記載不要 式噴霧器	
35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		
●家畜の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域 から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 はい	いいえ	該当しない
記入欄(今後の改善方針)	.L	L
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
36 家畜の出荷又は移動時の健康観察		
●家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認している。	はい	いいえ
●家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 漏出防止方法(死体):屋根付きトラック 蓋付き容器 ブルーシート その他()
漏出防止方法(排せつ物):蓋付き容器 ブルーシート その他(記入欄(今後の改善方針)		ý
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			
●特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他()	
●農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。	はい	いいえ	
●衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止			
●特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	はい	いいえ	
● (獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合) 当該家畜が 監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び 移動を行わないこととしている。	はい	いいえ	
● (当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合)家畜保健衛生所の 指導に従うこととしている。	はい	いいえ	
● (飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合)速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他(···)	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
₩ ★ ☆ ☆ ¼ ¼ ¼ ☆ ☆ ¼ ¼ ¼ ☆ ☆ ¼			
※ 特定症状(口蹄疫を疑う症状) ①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、か 腔内 鼻部 蹄部 乳頭又は乳房(以下「口腔内等」という。)に水疱 びらん 潰瘍又は瘢痕(外傷	つ、そのに起因す	口腔内、	日唇、鼻除くのは

歴内、鼻部、岬部、乳頭又は孔房(以下「口腔内等」という。」に小泡、いらん、負傷又は瘢痕(外傷に起囚するものを除く。以下「水疱等」という。)があること(鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること)。 ②同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等 に水疱等があること。

(これ地等があること。 ③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

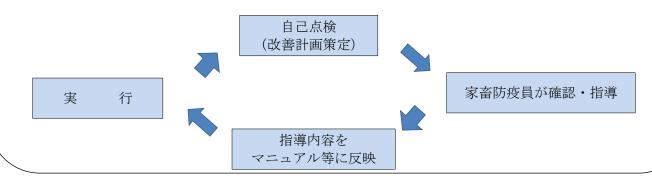
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況(2) 豚及びいのししの場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1から40までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸を付けること。
- 「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項に丸を付けること。
- 「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

【 提出後の流れ ~改善に向けて~ 】

- ①家畜防疫員は、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家畜防疫員チェックボックスに「〇」、「×」又は「一」(非該当)を記入する。
- ②改善が必要な項目については、家畜防疫員記入欄に改善指導の内容を記入し、家畜の所有者に提供する。
- ③改善指導があった場合、家畜の所有者は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。



●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全40項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下の I ~IVに体系化しながら、 分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1~12】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目13~24】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目25~34】
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目35~40】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源(一覧表)

	感染源		対策の多	実施場所(衛生管理	区域内)	
分類	種類 (代表例)	境	境界		関連施設	畜舎
刀規	性 規(10.40円)	入域時	出域時	敷地	関 医	田古
人	従業者、外部者	13 14 15 16	35			25 26
	車両、重機	17	36			28
物品	器具、機材	18 19	37 39	32	27	27 28
	飼料、敷料	20 21 22				20
	野生いのしし	23				
野生動物	ねずみ、たぬき	23		32	29 30 31	29 30 31
野生動物	野鳥				29 30	29 30
	はえ、ダニ				29 31	29 31
飼養環境	土壤、粉塵			32	33	33
家畜	死体、排せつ物		38 39		29	29
※ 留	豚、いのしし	24	38 39 40		29	34 39 40

I 家畜防疫に関する基本事項			家畜防疫員
1 家畜の所有者の責務			チェック ボックス
●関係法令を遵守している。	はい	いいえ	
記入欄 内容を理解している関係法令: ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師: ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・水質汚 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化製場等	濁防止法		
●農場の所在地で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。	はい	いいえ	
記入欄 (はいの場合) 協力者:地域の他の家畜の所有者 (飼養衛生管理者) 市町村 地域自衛防疫団 その他 (体)	
● (所有者以外に飼養衛生管理者がある場合) 飼養衛生管理者と常時連絡可能 な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施 させている。	いいえ	該当しない	
記入欄(はいの場合) 連絡体制:携帯電話 事務所電話 メール FAX その他(記入欄(今後の改善方針))	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
●家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 情報の把握方法:メール 広報誌 FAX ウェブサイト その他()	
●家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	はい	いいえ	
記入欄 (はいの場合) 情報の把握方法: 講習会 () ウェブサイト その他 ()	
●家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 点検の頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他(●農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策)	
設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 (要 資料添付)	はい	いいえ	
●家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)		±	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底(令和3年4月施	[行]		
●必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映て、作成している。	させ	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) マニュアルの作成に当たり意見を求めた者:家畜防疫員 担当の獣医師 その他(L)
●従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	アル	はい	いいえ
記入欄 (はいの場合) 周知方法:冊子の配布 看板の設置 その他 ()		
●家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外業者に周知徹底している。	部事	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 周知方法:飼養衛生管理マニュアル メール 電話 印刷物 口頭周知 その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
4 記録の作成及び保管			
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。			_
●衛生管理区域に立ち入った者(※1)の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域 立入りの年月日、その目的(※2)及び消毒の実施の有無(車両を入れる者にあ は、当該車両の消毒の有無を含む。)		はい	いいえ
不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口に等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであ 録は不要である。※1当該農場の従事者を除く。 ※2所属等からその目的が明らかな場合を除く。	おける手 ることを	指及び靴の 確認したり	D消毒 場合は記
●消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実 録させている。	に記	はい	いいえ
●(衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国 した場合)過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は 地域における畜産関係施設等への立入りの有無	はい	いいえ	該当しない
●(従事者が海外に渡航した場合)滞在期間及び国又は地域の名称	はい	いいえ	該当しない
●導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年 月日	はい	いいえ	該当しない
●出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	はい	いいえ	該当しない
●飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症 びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	状並	はい	いいえ
●家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	·	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)			·····
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

5 通報ルールの作成等(大規模所有者のみ)		
飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有 者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定し たものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。(要 資料添付)	はいいいえ	à
記入欄(はいの場合) 周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 その他()	
記入欄(今後の改善方針) 家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
6 獣医師等の健康管理指導		
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期 的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けてい る。	はいいい	Ž.
記入欄(はいの場合) 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称: 指導(立入)頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他(記入欄(今後の改善方針))	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備		
●野生動物が豚熱等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域において追加措置を講ずることとなる以下の取組について、その内容を習熟している。	はいいい	Ž.
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 22 安全な資材の利用 26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用 28 畜舎外での病原体による汚染防止 29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧	女場の取組	
記入欄(はいの場合) 習熟・周知方法:手引き その他(記入欄(今後の改善方針))	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

8 衛生管理区域の設定	
●農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるように はい いいえしている。	
記入欄(はいの場合) 衛生管理区域境界の明確化方法: 電気柵(破損:なし あり、 漏電:なし あり、 高さ:1段 cm、2段 cm、3段 cm)	
ワイヤーメッシュ(破損:なし あり、 下の隙間:なし あり、 高さ cm) 消石灰帯(幅 m) 柵 ロープ 三角コーン 垣根(プランター) その他()	
●衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れ た者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 はい いいえ	
※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。	
●出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能 な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。 はい いいえ	
記入欄(今後の改善方針)	-
 家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
多田的反員癿八個(以晋阳等♥/FJ在、旧等十万口)	
9 放牧制限の準備(令和3年4月施行)	
●放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の 確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている。 はい いいえ はい いれる いいえ はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい いえ はい いいえ はい いいえ はい いえ はい いれる い いえ はい いえ はい いえ はい いれる い いれる い いいえ はい いれる い いえ いいえ は いいえ はい にない はい いいえ はい いれる い いれる いる い いいえ いいえ いいえ にない にない にない にない にない にない にない いれる い にない にない にない にない にない にない にない にない にない に	
記入欄(はいの場合) 避難用設備の確保の準備(具体的な内容:) 出荷(事前協議: 済 ・ 調整中 ・ 未)	
他地域への移動(事前協議: 済 ・ 調整中 ・ 未 、移動場所:) 記入欄(今後の改善方針)	-
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
10 埋却等の準備	
●死体の処理に必要な埋却地の確保をしている、又は焼却若しくは化製のための準備 措置を講じている。(要 資料添付) はい いいえ	
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
11 愛玩動物の飼育禁止	
衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育 していない。 はい いいえ ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。	
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	

12 密飼いの防止		
●家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。 (要 資料添付)	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		±
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
I 衛生管理区域への病原体の侵入防止		
13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限		
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。	はい	いいえ
※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口における等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることをこの限りではない。		
記入欄(はいの場合) 措置の内容:門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他()
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
●当日に他の畜産関係施設等及び大臣指定地域に立ち入った者(※)並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	はい	いいえ
※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者等は除く。		
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を 利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 消毒設備:設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用		
●衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用	はい	いいえ
させている。 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。	144.	V ·V · X_
記入欄(はいの場合) 従業員用:専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他()
来場者用:専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他()
●更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をす のこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経 路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 保管方法:屋内 屋外(専用保管箱) 屋外(ブルーシート等で被覆) その他(更衣による交差汚染を防止する措置の内容:)
●衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)	.L	I
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
水田的/文具加入(M () () 日日中*/ [] 日中十月日/		
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はい場合) 消毒設備:ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式 消石灰帯(幅 m) その他(弌噴霧器	<u>!</u> F
●衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 措置の内容:農場専用のフロアマットの設置 降車時にブーツカバーを使用 その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
●他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒 はいその他の必要な措置を講じている。	いいえ	該当しない
記入欄(はいの場合) 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無:あり なし 持ち込みした回数: 回 記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置			
●過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄(はいの場合) 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無:あり なし 持ち込みした回数: 回			L
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
0 飲用水の給与			
同養する家畜には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する 場合には、消毒して給与している。	はい	いいえ	該当しない
記入欄 使用している飲用水: 水道水 井戸水(異物混入:なし あり) 湧水(異物混入:なし あり)			
その他(水質検査:実施していない 実施している(年 回) 飲水消毒:実施していない 実施している)
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
21 処理済みの飼料の利用(令和3年4月施行)			
●肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたものを用いている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄(はいの場合) 食品循環資源(※)の飼料原料としての調達:なし あり(具体名: 食品循環資源の収集方法:自分で収集 排出元が配達 食品循環資源の導入元: 動物由来品(※)の含有(可能性も含む):不明 なし あり(具体名:)
動物由来品が含有していることの記録(導入元との契約書類等):なし あり 農場での加熱方法:鍋で煮る 蒸す 焼く その他(農場での加熱状況:温度 ℃、時間 分) ()
農場での加熱状況の確認方法:温度計で手動計測 (頻度 、計測部位 自動計測 その他 (農場での加熱状況の記録:なし)
あり (記録表 カレンダー その他 (攪拌方法:手動 自動 ※食品循環資源:食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、食べ残し等をいう。	184))
※動物由来品:対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等(既に加熱されているか否かに関わらただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。	ず)。	· 	···-··
加熱後の飼料を含む全ての飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないような措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない
●加熱処理の行われていない飼料は衛生管理区域内に持ち込んでいない。	はい	いいえ	該当しない
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫昌記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

22 安全な資材の利用(令和3年4月施行)				
大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合 は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従っている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄(はいの場合) 対象となる飼料、敷料等: 家畜防疫員の指導内容:加熱 消毒 一定期間の保管 その他 記入欄(今後の改善方針)	()	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)				
23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止(令和2年11月施行)				
●衛生管理区域に野生動物が侵入しないよう防護柵(※)の設置その他必要な措置を講じている。 ※野生動物等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設では二重柵等の設置が必要。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄(はいの場合) 侵入防止措置:防護柵(一重 · 二重) 塀 擁壁 壁 その他()	
●定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその 破損箇所を修繕している。	はい	いいえ	該当しない	
●ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない	
農家記入欄(はいの場合) 具体的な措置の内容:除草剤の散布 草刈り その他(記入欄(今後の改善方針))	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日) 24 家畜を導入する際の健康観察等				
●他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入している。	はい	いいえ	該当しない	
●導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄(はいの場合) 隔離方法:隔離畜舎 隔離畜房 その他(記入欄(今後の改善方針))	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)				
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止				
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等				
●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際指の洗浄及び消毒をさせている。	に手	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 消毒設備:設置されたスプレー 畜舎専用の手袋の着用 その他(記入欄(今後の改善方針))		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)				

26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用		
●畜舎ごとの専用の衣服(大臣指定地域に限る。)及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 従業員用:専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他(来場者用:専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他()
●更衣を行う際に病原体が畜舎に侵入することがないよう、着脱前後の衣服及び靴を すのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する 経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 保管方法:屋内 屋外(専用保管箱) 屋外(ブルーシート等で被覆) その他(更衣による交差汚染を防止する対策:)
●畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 措置の内容:畜舎の内外で作業する者を分けている 専用靴の履替え その他()
●衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
27 器具の定期的な清掃又は消毒等		
●飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	はい	いいえ
●注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一はい頭ごとに交換又は消毒をしている。 記入欄(今後の改善方針)	いいえ	該当しない
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
28 畜舎外での病原体による汚染防止		
●家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込んでいない。	はい	いいえ
ジ、リフト等を使用している。	いいえ	該当しない
記入欄(はいの場合) 措置の内容:畜舎間通路 ケージ リフト その他()
出入口付近において洗浄及の作毒をしている。	いいえ	該当しない
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域に についての取組(令和2年11月施行)	おける	放牧場
野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置している。	はい	いいえ
記入欄 ■ 畜舎内への侵入防止対策 なし ウィンドレス (隙間:なし あり (対策: 壁または窓 (破損:なし あり (対策: ネット (網目: cm、 破損:なし あり (対策: 金網 (網目: cm、 破損:なし あり (対策: 消石灰帯 (設置:なし あり (幅 m)) その他 (
■排せつ物保管場所の対策 (1)排せつ物処理方法:堆積 コンポスト 共同処理施設への搬出 その他 (2)野生動物の侵入防止対策 なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策: ネット(網目: cm、 破損:なし あり(対策: ブルーシート その他(()))
■飼料の保管場所の対策 なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策: ■資材の保管場所の対策 なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策: 蓋付容器 ネット(網目: cm、 破損:なし あり(対策: ブルーシート その他())
 ▼死体の保管場所の対策 ●死体の処理 豚 (子豚) : 化製処理 その他 (豚 (肥育前期): 化製処理 その他 (豚 (肥育後期及び繁殖豚): 化製処理 その他 (●死体の保管なし 屋内保管 (隙間:なし あり (対策:) コンテナ 	蓋付))))
ネット(網目: cm、破損なし あり(対策: ブルーシート その他(■その他(必要に応じて記載) 施設の種類: 具体的な侵入防止対策:)
●定期的に設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を 修繕している	はい	いいえ
● (大臣指定地域の場合)放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置 及び家畜を収容できる避難用の設備を確保している。	いいえ	該当しない
記入欄(はいの場合) 給餌場所の防鳥ネットの設置 :なし あり(網目: cm、 破損:なし あり(対策: 家畜を収容できる避難用の設備の確保:あり なし 記入欄(今後の改善方針)))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止		
●畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の 排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)	. <u>L</u>	١
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

31 ねずみ及び害虫の駆除			
●ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) ねずみの駆除対策:殺鼠剤 粘着シート その他(害虫の駆除対策:殺虫剤 粘着シート アブトラップ その他()	
●畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損個所を修繕している。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
●衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。	はい	いいえ	
●病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。	はい	いいえ	
記入欄 雑草等の除草の頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他(整理整頓されていない資材等の有無:あり なし)	<u> </u>
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
33 畜舎等施設の清掃及び消毒			
● 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的 に清掃及び消毒している。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
34 毎日の健康観察			
●毎日、飼養する家畜の健康観察(出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。)を行っている。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

V 衛生管理区域外への病原体の拡散防止		
35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合)※項目15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、 消毒設備:設置されたスプレー その他(記入欄(今後の改善方針)	記載个	`要)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
36 衛生管理区域から退出する車両の消毒		
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合)※項目17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、記 設置状況:ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式 消石灰帯(幅 m) その他(記載不要 式噴霧器	
37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		· ·
●家畜の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域 から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 はい	いいえ	該当しない
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
次田内/文式 III / (以口口中 /) 1/1 / 11 → 1 /) 1 / j		
38 家畜の出荷又は移動時の健康観察		T I
●家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認している。	はい	いいえ
●家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 漏出防止方法(死体):屋根付きトラック 蓋付き容器		
ブルーシート その他(漏出防止方法(排せつ物):蓋付き容器 ブルーシート その他()
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			
●特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他()	
●農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。	はい	いいえ	
●衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
40 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止			
●特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	はい	いいえ	
● (獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合)当該家畜が 監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び 移動を行わないこととしている。	はい	いいえ	
● (当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合)家畜保健衛生所の 指導に従うこととしている。	はい	いいえ	
● (飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合)速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他()	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

- 1. 豚熱及びアフリカ豚熱を疑う症状 ①耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。 ②同一の畜房内において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間(概ね一週間程度)に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。 (1) 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退 (2) 便秘、下痢 (3) 結膜炎 (4) 歩行因離 必要性性
- (4) 歩行困難、後躯麻痺、けいれん

- (4) 歩行困難、後駆麻痺、けいれん
 (5) 削痩、被毛粗剛、発育不良(いわゆる「ひね豚」)
 (6) 流死産等の異常産の発生
 (7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
 ③同一の畜舎内において、一定期間(概ね一週間程度)に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
 ④血液検査を実施した場合において、同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内)において、複数の家畜に白血球数の減少(1万個未満/μ1)又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。
- 2. 口蹄疫を疑う症状
 ①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房
 (以下「口腔内等」という。)に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕(外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)があること(鹿にあっては、39.0℃以上の
 発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること)。
 ②同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
 ③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺
 乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。
 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでかい

- ただし、家畜の食 この限りでない。

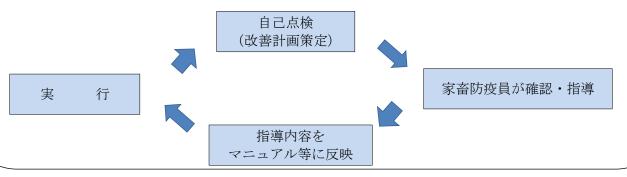
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況 (3)鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1から35までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸を付けること。
- 「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項に丸を付けること。
- 「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

【 提出後の流れ ~改善に向けて~ 】

- ①家畜防疫員は、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家畜防疫員チェックボックスに「〇」、「×」又は「一」(非該当)を記入する。
- ②改善が必要な項目については、家畜防疫員記入欄に改善指導の内容を記入し、家畜の所有者に提供する。
- ③改善指導があった場合、家畜の所有者は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。



●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全35項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下の I ~IVに体系化しながら、 分類している。

- I 家畜防疫に関する基本的事項【項目1~10】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目11~19】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目20~29】
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目30~35】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源(一覧表)

Į	感染源		対策の実	 実施場所(衛生管理	区域内)	
分類	種類(代表例)	境	界	敷地	関連施設	家きん舎
刀類	性規 (八衣例)	入域時	出域時	发 坦	関	家さん告
人	従業者、外部者	11 12 13 14	30			20 21
	車両、重機	15	31			23
物品	器具、機材	16 17	32 34	27	22	22 23
	飼料、敷料	18				18
	ねずみ、たぬき			27	24 25 26	24 25 26
野生動物	野鳥				24 25	24 25
	はえ、ダニ				24 26	24 26
飼養環境	土壤、粉塵			27	28	28
会ま /	死体、排せつ物		33 34		24	24
家きん	鶏その他家きん	19	33 34 35			29 34 35

I 家畜防疫に関する基本事項			家畜防疫員
1 家きんの所有者の責務			チェック ボックス
●関係法令を遵守している。	はい	いいえ	
記入欄 内容を理解している関係法令: ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	師法 汚濁防止決	<u>.</u>	
●農場の所在地で飼養されている家きんの所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。	三 はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 協力者:地域の他の家きんの所有者(飼養衛生管理者) 市町村 地域自衛防 その他(疫団体)	
● (所有者以外に飼養衛生管理者がある場合) 飼養衛生管理者と常時連絡可能 な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施 はさせている。	いいえ	該当しない	
記入欄(はいの場合) 連絡体制:携帯電話 事務所電話 メール FAX その他(記入欄(今後の改善方針))	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日) 2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
●家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 情報の把握方法:メール 広報誌 FAX ウェブサイト その他()	
●家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	= はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 情報の把握方法: 講習会() ウェブサイト その他()	
●家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	ない	いいえ	
記入欄(はいの場合) 点検の頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他(●農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対象	<u> </u>)	
●展場の最新の防疫体制を確認できるより、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対象 設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 (要 資料添付)	はい	いいえ	
●家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底(令和4年2月施	(行)		
●必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映て、作成している。	させ	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) マニュアルの作成に当たり意見を求めた者:家畜防疫員 担当の獣医師 その他(<u></u>)
●従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	アル	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 周知方法:冊子の配布 看板の設置 その他()		
●家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及ひ 事業者に周知徹底している。	外部	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 周知方法:飼養衛生管理マニュアル メール 電話 印刷物 口頭周知 その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
4 記録の作成及び保管			
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。			_
●衛生管理区域に立ち入った者(※1)の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域 立入りの年月日、その目的(※2)及び消毒の実施の有無(車両を入れる者にあ は、当該車両の消毒の有無を含む。)		はい	いいえ
不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口に等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであ録は不要である。※1当該農場の従事者を除く。 ※2所属等からその目的が明らかな場合を除く。			
●消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実 録させている。	に記	はい	いいえ
●(衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国 した場合)過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は 地域における畜産関係施設等への立入りの有無	はい	いいえ	該当しない
●(従事者が海外に渡航した場合)滞在期間及び国又は地域の名称	はい	いいえ	該当しない
●導入した家きんの種類、羽数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の 年月日	はい	いいえ	該当しない
●出荷又は移動を行った家きんの種類、羽数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	はい	いいえ	該当しない
●飼養する家きんの羽数、日齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その 並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	症状	はい	いいえ
●家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

5 通報ルールの作成等(大規模所有者のみ)			
飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家きんの 所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規 定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。(要 資料添付)	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 その他(記入欄(今後の改善方針))	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日) 6 獣医師等の健康管理指導			
7.7. T.			
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期 的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家きんの健康管理について指導を受けてい る。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称: 指導(立入)頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他(記入欄(今後の改善方針))	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
7 衛生管理区域の設定			
●農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 衛生管理区域境界の明確化方法: 消石灰帯(幅 m) 柵 ロープ 三角コーン 垣根(プランター) その他()	
●衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに 直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し ている。	はい	いいえ	
※家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地 区域とすること。	也の全てを	衛生管理	
●出入口の数を必要最小限とし、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)	.L	1	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
8 埋却等の準備			
●死体の処理に必要な埋却地の確保をしている、又は焼却若しくは化製のための準備 措置を講じている。(要 資料添付)	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)	.L	L	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

9 愛玩動物の飼育禁止		
衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育 していない。	はい	いいえ
《観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。 己入欄(今後の改善方針)	<u> </u>	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
0 密飼いの防止		
■家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養していない。(要 資料添付)	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
水田炒//×只叫/NIM(以百日守V/17位、沿守十月日/		
1 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限		
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理 区域に立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう必要な措置 を講じている。	はい	いいえ
上 BFF C C V る。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口における 等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを この限りではない。	上 手指及び 確認した場	L 化の消毒 場合は、
記入欄(はいの場合) 措置の内容:門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他()
記入欄(今後の改善方針)		/
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
0. 46. 0. 女立即反抗恐然之上之 1. 2. 之之故必俟上然四尺足以上之 1. 7. 败 0. 世界		
2 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
●当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(※)並びに過去一週間以内に海外から 入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	はい	いいえ
※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等は除く。記入欄 (今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
3 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を 利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合)	.L	١
消毒設備:設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
●衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用 させている。 はい いい	ネ
※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。	<i>,</i> _
記入欄(はいの場合) 従業員用:専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他()	
来場者用:専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他()	
●更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をす のこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経 はい いい 路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	え
記入欄(はいの場合) 保管方法:屋内 屋外(専用保管箱) 屋外(ブルーシート等で被覆)	
その他(更衣による交差汚染を防止する措置の内容:	
●衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。 はい いい	え
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
and the statement per this is the statement of the statem	
15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。 はい いい	え
記入欄(はい場合) 消毒設備:ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯(幅 m) その他(
●衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他 の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。 はい いい	え
記入欄(はいの場合) 措置の内容:農場専用のフロアマットの設置 降車時にブーツカバーを使用 その他()	==
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
16 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	
●他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒はいいいえ 酸当した その他の必要な措置を講じている。	こい
記入欄 (はいの場合) 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無:あり なし 持ち込みした回数: 回	
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	

17 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	
●過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じてい はい いいえ はいる。	ない
記入欄 (はいの場合) 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無:あり なし 持ち込みした回数: 回	
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
18 飲用水の給与	
飼養する家きんには飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与す はい いいえ はい いいえ はい いいえ はい と しょ はい しょ	ない
記入欄 使用している飲用水:	
水道水)
水質検査:実施していない 実施している(年 回) 飲水消毒:実施していない 実施している	
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
次田的汉英加入MR(改自16中4)17日、16中1月日)	
19 家きんを導入する際の健康観察等	
●他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きん の伝染性疾病の発生状況、導入する家きんの健康状態の確認等を行い、健康な 家きんを導入している。 はい いいえ 豚当し	ない
●導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにしている。 はい いいえ ばい	ない
記入欄(はいの場合) 隔離方法:隔離ケージ オールアウト後の家きん舎 その他())	
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
■ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	
20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	
●家きん舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。 はい いい これ はい いい いい いい これ はい いい いい いい これ はい いい いい これ はい いい いい これ はい いい これ はい いい いい いい これ はい いい	ヽえ
記入欄(はいの場合) 消毒設備:設置されたスプレー 畜舎専用の手袋の着用 その他(
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
ATHROPOLISM AND	

21 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用		
●家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 従業員用:専用靴 ブーツカバー その他() 来場者用:専用靴 ブーツカバー その他()		
●履替えを行う際に病原体が家きん舎に侵入することがないよう、着脱前後の靴をす のこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、履替え前後において利用する 経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 保管方法:屋内 屋外(専用保管箱) 屋外(ブルーシート等で被覆) その他(更衣による交差汚染を防止する対策:)
●家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で 交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えそ の他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 措置の内容:家きん舎の内外で作業する者を分けている 専用靴の履替え その他()
●靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		1
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
22 器具の定期的な清掃又は消毒等		
●飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		J
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
23 家きん舎外での病原体による汚染防止		
●家きんの飼養管理に必要のない物品を家きん舎に持ち込んでいない。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)	.L	J
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(令和3年10月施行)	
●野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置している。	はい いいえ	
記入欄 ■家きん舎内への侵入防止対策 なし ウィンドレス (隙間:なし あり (対策: 壁または窓 (破損:なし あり (対策: ネット (網目: cm、 破損:なし あり (対策: 金網 (網目: cm、 破損:なし あり (対策: 消石灰帯 (設置:なし あり (幅 m)) その他 ())))))	
■排せつ物保管場所の対策 (1)排せつ物処理方法:堆積 コンポスト 共同処理施設への搬出 その他(2)野生動物の侵入防止対策 なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策: ネット(網目: cm、 破損:なし あり(対策: ブルーシート その他(■飼料の保管場所の対策	性 ())))))))))))))))))	
なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策: ■資材の保管場所の対策 なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策: 蓋付容器 ネット(網目: cm、 破損:なし あり(対策: ブルーシート その他())	
 ■死体の保管場所の対策 ●死体の処理 焼却処理 その他() ●死体の保管 なし 屋内保管(隙間:なし あり(対策:) コンテラスター コンテラスター コンテラスター コンテラスター コンテラスター コンテラスター コンテラスター マット (網目: cm、破損なし あり(対策: ブルーシート その他(と変に応じて記載) 	· 蓋付容器))	
施設の種類: 具体的な侵入防止対策:		
●定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している	はい いいえ	
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
25 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止		
●家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	はい いいえ	
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

26 ねずみ及び害虫の駆除		
●ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) ねずみの駆除対策:殺鼠剤 粘着シート その他(害虫の駆除対策:殺虫剤 粘着シート アブトラップ その他()
●家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損個所を修繕している。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
●衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。	はい	いいえ
●病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。	はい	いいえ
記入欄 雑草等の除草の頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他(整理整頓されていない資材等の有無:あり なし 記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
28 家きん舎等施設の清掃及び消毒		
●家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
29 毎日の健康観察		
●毎日、飼養する家きんの健康観察(ふ化及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。)を行っている。	はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

V 衛生管理区域外への病原体の拡散防止		
30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合)※項目13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、 消毒設備:設置されたスプレー その他(記載不	要)
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
31 衛生管理区域から退出する車両の消毒		
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合)※項目15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、設置状況:ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式 消石灰帯(幅 m) その他(記載不要 弌噴霧器	
32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		
●家きんの排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区 域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 はい	いいえ	該当しない
記入欄(今後の改善方針)	L	±
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
多亩的投資品八側(以音相等の内分、相等十月 I)		
33 家きんの出荷又は移動時の健康観察		
●家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健 東状態を確認している。	はい	いいえ
●家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 漏出防止方法(死体):屋根付きトラック 蓋付き容器 ブルーシート その他()
漏出防止方法(排せつ物):蓋付き容器 ブルーシート その他()
記入欄(今後の改善方針)		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
◇田□/◇田□/◇田□ (◇日□甘▽▽□/山 / 旧廿 □/1 日 /		

34 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			
●特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他 ()	
●農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。	はい	いいえ	
●衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	はい	いいえ	
記入欄(今後の改善方針)		*	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
35 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止			
●特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	はい	いいえ	
● (獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があっった場合) 当該家きんが監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこととしている。	はい	いいえ	
● (当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合)家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	はい	いいえ	
● (飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合)速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他 ()	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

※ 特定症状(対象とする家畜伝染病:高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ) ①同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間(当日から遡って21日間)における平均の家きんの死亡率の二倍 以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性 鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。 ②家きんに対して動物月生物学が激烈を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフ

ルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

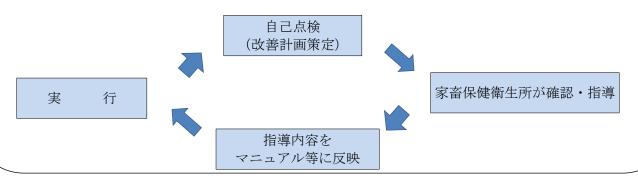
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況 (4) 馬の場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1から28までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸を付けること。
- 「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項に丸を付けること。
- 「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

【 提出後の流れ ~改善に向けて~ 】

- ①家畜防疫員は、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家畜防疫員チェックボックスに「〇」、「×」又は「一」(非該当)を記入する。
- ②改善が必要な項目については、家畜防疫員記入欄に改善指導の内容を記入し、家畜の所有者に提供する。
- ③改善指導があった場合、家畜の所有者は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。



●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全28項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下の I ~IVに体系化しながら、 分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1~6】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目7~14】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目15~23】
- IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目24~28】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源(一覧表)

Į	感染源	対策の実施場所 (衛生管理区域内)				
分類 種類(代表例)	境界		事化和	関連施設	厩舎	
	性類 (1(衣例)	表例)	成古			
人	従業者、外部者	7 8 9	24			15 16
	車両、重機	10	25			18
物品	器具、機材	11 12	26	18	17	17 18
	飼料、敷料	13				13
	ねずみ、たぬき			21	19 20	19 20
野生動物	野鳥				19 20	19 20
	はえ、ダニ				19	19
飼養環境	土壌、粉塵			21	22	22
馬	死体、排せつ物		27		19	19
响	馬	14	27 28			23 28

Ι	家畜防疫に関する基本事項			家畜防疫員
1	馬の所有者の責務	I		チェック ボックス
•	関係法令を遵守している。	はい	いいえ	
大·	日入欄 日容を理解している関係法令: 家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚済 悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・化製場等に 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	蜀防止法	· 分法律	
	農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の 識を高め、衛生管理を行っている。	はい	いいえ	
協そ	2入欄(はいの場合) 3力者:地域の他の馬の所有者(飼養衛生管理者) 市町村 地域自衛防疫団体 この他()	
な	(所有者以外に飼養衛生管理者がある場合) 飼養衛生管理者と常時連絡可能 体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施 はい せている。	いいえ	該当しない	
連	2入欄(はいの場合) 『絡体制:携帯電話 事務所電話 メール FAX その他(入欄(今後の改善方針))	
家。	畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日) 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
	家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。	はい	いいえ	
	C入欄(はいの場合) 「報の把握方法:メール 広報誌 FAX ウェブサイト その他(·F··)	
	家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェ サイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	はい	いいえ	
	2入欄(はいの場合) 「報の把握方法: 講習会() ウェブサイト その他()	
	家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管 の状況を定期的に点検し改善を図っている。	はい	いいえ	
点	2入欄(はいの場合) 「検の頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他(農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策	T)	
設值	農場の最新の防疫体制を確認でさるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策 備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 要 資料添付)	はい	いいえ	
• 3	家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	はい	いいえ	
記	入欄(今後の改善方針)			
家	畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底(令和4年2月施	[行]		
●必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映て、作成している。	させ	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) マニュアルの作成に当たり意見を求めた者:家畜防疫員 担当の獣医師 その他(L)
●従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	アル	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 周知方法:冊子の配布 看板の設置 その他()	<u></u>	
●馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部者に周知徹底している。	事業	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 周知方法:飼養衛生管理マニュアル メール 電話 印刷物 口頭周知 その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
4 記録の作成及び保管			
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。			
●衛生管理区域に立ち入った者(※1)の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域 立入りの年月日、その目的(※2)及び消毒の実施の有無(車両を入れる者にあ は、当該車両の消毒の有無を含む。)		はい	いいえ
不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(観光牧場等)において、衛生管理区域の出入口に等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであ 録は不要である。※1当該農場の従事者を除く。 ※2所属等からその目的が明らかな場合を除く。	おける手 ることを	指及び靴の 確認した場	別消毒場合は記
●消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実 録させている。	に記	はい	いいえ
●(衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国 した場合)過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は 地域における畜産関係施設等への立入りの有無	はい	いいえ	該当しない
● (従事者が海外に渡航した場合)滞在期間及び国又は地域の名称	はい	いいえ	該当しない
●導入した馬の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	はい	いいえ	該当しない
●出荷又は移動を行った馬の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	はい	いいえ	該当しない
●飼養する馬の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状 に獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	逆び	はい	いいえ
●家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日		はい	いいえ
記入欄(今後の改善方針)		L	·····
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

5 獣医師等の健康管理指導	
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期 的に当該獣医師又は診療施設から飼養する馬の健康管理について指導を受けている。 はい し	ハいえ
記入欄(はいの場合) 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称: 指導(立入)頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
6 衛生管理区域の設定	
●農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるように はい している。	ハいえ
記入欄(はいの場合) 衛生管理区域境界の明確化方法: 消石灰帯(幅 m) 柵 ロープ 三角コーン 垣根(プランター) その他()
●衛生管理区域は、厩舎、馬に直接接触する物品の保管場所並びに馬に直接触れた者 が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 はい し	ハいえ
※厩舎の他に、飼料給与、清掃、馬の出荷及び死亡馬の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域と と。	:するこ
●出入口の数を必要最小限とし、馬、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な 限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	ハいえ
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
I 衛生管理区域への病原体の侵入防止	
7 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限	
じている。	ハいえ
※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設(競馬場、乗馬施設等)において、衛生管理区域の出入口における手 靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認 場合は、この限りではない。	指及び 認した
記入欄(はいの場合) 措置の内容:門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	

8 他の馬の飼養施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置
●当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者(※)並びに過去一週間以内に海外から 入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 はい いいえ
※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者等は除く。 記入欄 (今後の改善方針)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を 利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。
記入欄(はいの場合) 消毒設備:設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他() 記入欄(今後の改善方針)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。 はい いいえ
記入欄(はい場合) 消毒設備:ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯(幅 m) その他(記入欄(今後の改善方針)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
11 他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置
●他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒はいいいえ 酸当しない その他の必要な措置を講じている。 記入欄(はいの場合)
飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無:あり なし 持ち込みした回数: 回 記入欄(今後の改善方針)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
12 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置 ●過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいな
い。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じてい はい いいえ 酸当しないる。
記入欄(はいの場合) 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無:あり なし 持ち込みした回数: 回
記入欄(今後の改善方針)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)

13 飲用水の給与			
飼養する馬には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場 合には、消毒して給与している。 はい	いいえ	該当しない	
記入欄 使用している飲用水: 水道水 井戸水(異物混入:なし あり) 湧水(異物混入:なし あり) その他(水質検査:実施していない 実施している(年 回) 飲水消毒:実施していない 実施している)	
記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
14 馬を導入する際の健康観察等			
●他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性 疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等を行い、健康な馬を導入して いる。 はい	いいえ	該当しない	
確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにしている。	いいえ	該当しない	
記入欄(はいの場合) 隔離方法:隔離厩舎 隔離畜房 その他() 記入欄(今後の改善方針)			
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止			
15 馬に立ち入る者の手指消毒等			
●厩舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に手 指の洗浄及び消毒をさせている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 消毒設備:設置されたスプレー 厩舎専用の手袋の着用 その他(記入欄(今後の改善方針))		
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			
16 厩舎の入口における靴の交換又は消毒			
●厩舎ごとの専用の靴を設置し、厩舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている又は靴の消毒をさせている。	はい	いいえ	
記入欄(はいの場合) 従業員用:専用靴 ブーツカバー 踏込消毒槽 その他(来場者用:専用靴 ブーツカバー 踏込消毒槽 その他()		
●靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ	
記入欄 (今後の改善方針)			_
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)			

●飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にしている。 はい いいえ 記入欄(今後の改善方針) 家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日) 18 厩舎外での病原体による汚染防止 ●馬の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込んでいない。 はい いいえ 記入欄(今後の改善方針) 家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日) 19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日) 18 厩舎外での病原体による汚染防止 ●馬の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込んでいない。 はい いいえ 記入欄(今後の改善方針) 家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
18 厩舎外での病原体による汚染防止 ●馬の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込んでいない。 はい いいえ
18 厩舎外での病原体による汚染防止 ●馬の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込んでいない。 はい いいえ
●馬の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込んでいない。 はい いいえ 記入欄(今後の改善方針) 家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
記入欄(今後の改善方針) 家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管
●馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止する はい いいえ はい いいえ
■死体の保管場所の対策●死体の処理: 化製処理 その他()●死体の保管
なし 屋内保管 (隙間:なし あり (対策:) コンテナ 蓋付容器
ネット(網目: cm、破損なし あり(対策:) ブルーシート その他()
記入欄(今後の改善方針)
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)
20 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
●厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の 排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。 はい いいえ
記入欄(今後の改善方針)
家畜保健衛生所記入欄(改善指導の内容)

21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
●衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。	はい いいえ
●病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。	はい いいえ
記入欄 雑草等の除草の頻度:年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他(整理整頓されていない資材等の有無:あり なし)
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
22 厩舎等施設の清掃及び消毒	
●厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。	はいいた
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
●毎日、飼養する馬の健康観察(出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。)を 行っている。	はい いいえ
記入欄(今後の改善方針)	.L
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
V 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	
24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい いいえ
記入欄(はいの場合)※項目9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、 消毒設備:設置されたスプレー その他(記入欄(今後の改善方針)	記載不要
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	
25 衛生管理区域から退出する車両の消毒	
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。	はい いいえ
※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。記入欄(はいの場合)※項目10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、記置状況:ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式消石灰帯(幅 m) その他(│ 記載不要 弌噴霧器)
26 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	
●馬の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	いいえ 該当しない
記入欄(今後の改善方針)	
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)	

27 馬の出荷又は移動時の健康観察		
●馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認している。	はい	いいえ
●馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 漏出防止方法(死体):屋根付きトラック 蓋付き容器 ブルーシート その他(漏出防止方法(排せつ物):蓋付き容器 ブルーシート その他(記入欄(今後の改善方針))
家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		
28 異状が確認された場合の出荷及び移動の停止		
●馬の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している馬の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	はい	いいえ
● (獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合) 当該馬が監 視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動 を行わないこととしている。	はい	いいえ
● (当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合)家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	はい	いいえ
● (飼養する馬にその他の異状が確認された場合) 速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	はい	いいえ
記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法:飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他()
記入欄(今後の改善方針) 家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)		

飼養衛生管理基準の添付書類一覧

- 1 農場の平面図(次のものを明示したもの)
 - ① 衛生管理区域及びその出入口
 - ② 消毒設備の設置個所
- 2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面

【記載例】

- 衛生管理区域の出入口付近に立看板を設置している
- 衛生管理区域の出入口にゲートを設置し施錠している
- 衛生管理区域の出入口に監視員を配置(又はモニターを設置)している
- 3 衛生管理区域の出入口付近に設置した消毒設備の種類を記載した書面 【記載例】
- 衛生管理区域:動力噴霧器
- 衛生管理区域:車両消毒ゲート及び踏込消毒槽
- 4 畜舎ごとの家畜の飼養密度(家畜の種類ごとに〇㎡/頭(羽))を記載した書面 畜舎ごとの家畜の飼養密度は、「家畜を収容している最小単位の区画の床面積÷収容頭数」 により算出することを基本とする。例えば、
 - ・区画ごとの床面積や収容頭数が同一でない場合には、「農場内の平均床面積÷平均収容頭数」により算出する
 - ・同一農場で種豚、母豚、育成豚、肥育豚を飼養している場合には、それぞれについて算出 する 等
- 5 埋却用地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類
 - ① 埋却用地の所在地
 - ② 埋却用地が自己の所有する土地でない場合は、
 - イ その所有者の氏名又は名称
 - ロ 当該土地の利用に関する契約の内容
 - ③ 埋却用地の面積・利用状況(※1)
 - ④ 農場から埋却用地までの距離
 - ⑤ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無
 - ⑥ ⑤の説明に対する当該関係者の承諾の有無
 - ⑦ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項

- 6 焼却・化製のための準備措置を講じている場合は、その状況として次に掲げる事項を記載した書類
 - ① 焼却施設・化製場の名称・所在地
 - ② 農場から焼却施設・化製場までの距離
 - ③ 焼却施設・化製場の近隣住民その他の関係者への焼却・化製の実施に関する説明の有無
 - ④ ③の説明に対する当該関係者の承諾の有無
- 7 埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の 状況を記載した書面
- 8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル
- 9 大規模所有者(※2)(馬の所有者を除く。)の場合は、従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し
- (※1) 家畜の種類ごとに必要となる埋却地の標準面積
- ① 牛等の場合 5㎡/頭(月齢が満二十四月以上のものに限る。)
- ② 豚等の場合 0.9 ㎡/頭(月齢が満三月以上のものに限る。)
- ③ 家きんの場合 0.7 ㎡/100 羽(日齢が満百五十日以上のものに限る。)
- (※2) 大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいう。
- 成牛(次のイ・ロに該当するもの)の場合 200 頭以上
 - イ 月齢が満 17 月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
 - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- ② 育成牛等(次のイ・ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
 - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
 - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- ③ 水牛・馬の場合 200 頭以上
- ④ 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000 頭以上
- ⑤ 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- ⑥ あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上